

豊能町イメージキャラクター「とよのん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町イメージキャラクター「とよのん」の着ぐるみ(付属する備品を含む。以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 着ぐるみの使用期間は1日以内とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用申込)

第3条 着ぐるみを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめとよのん貸出申込書(別記様式)を町長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 申込書の受付は、先着順で行い、同時に同日の借受について複数の申込書の提出があった場合は抽選により順位を決定する。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(使用承諾の通知)

第4条 町長は、前条の規定による申込があったときは、使用者に対し、使用の諾否について通知する。

(使用承諾基準)

第5条 町長は、第3条の規定による申込の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 町の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用せず、又はそのおそれがあると町長が認めるとき。
- (6) 企業又は団体の広告宣伝を目的として使用するとき。

(7) その他町長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを常に良好な状態で管理すること。

(2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(3) 申込書の記載どおりに使用すること。

(4) 貸出期間を遵守すること。

(5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(6) 荒天時に屋外で使用しないこと。

(7) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取り消し)

第8条 着ぐるみの使用承諾を受けた使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の承諾を取り消すものとする。この場合において、使用者に生じた損害については、町はその責めを負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを汚損、き損又は滅失した場合は、使用者の責任と負担により、補修若しくはクリーニングを行い、又は町長の指示するところに従い損害を賠償し、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害については、町はその責めを負わない。

(庶務)

第11条 着ぐるみの貸出しに係る庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。